いじめ防止のための基本方針

１　基本理念

○　いじめは、重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止・根絶に取り組む。
○　いじめは、どの生徒にも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
○　本校は、いじめに対して組織的に対応し、未然防止・早期発見・迅速な対応に努める。

２　組織

○　いじめ防止対策委員会は、校長・副校長・生活指導主任・学年主任・担任・養護教諭・ＳＣで構成する。いじめやいじめの疑いが発見された場合、ただちに「いじめ防止対策委員会」を開く。また、個別指導支援、関係諸機関等との連絡調整を行なう。

３　未然防止・早期発見に向けた取組み

○　ふれあい月間（6 月、11 月、2 月）では、道徳の授業で思いやりや連帯感といった人権感覚を高める価値の自覚にせまる内容の授業を行う。また、ふれあいアンケート（いじめについて）を実施し、生徒一人一人の学校生活での状況を把握するとともに、未然防止・早期発見に努める。
○　年２回（5 月、10 月）に実施する「ｈｙｐｅｒ－ＱＵ」の結果を分析し、生徒一人一人の学級での居場所や人間関係についての実態把握をする。そして、生徒一人一人に寄り添いながら、いじめがなく、居場所がある楽しい学級づくりを推進する。
○　ふれあい月間以外の月には「自分をみつめて」＜アンケート＞を実施し、本人や周囲の声から事実確認を行う。問題があれば速やかに対応を行う。
○　ＳＮＳを介したいじめ防止のため、情報モラル教育を推進する。〈１年生で情報モラル講演会を実施〉

４　具体的な指導の流れ（フローチャート参照）

○　全学年共通理解のもと、生活指導主任が中心となり各学年生活指導担当と連携・協力して組織的に指導にあたる。
○　様々な取組みを行う中で、生徒の小さな変化や言動にも気を配り、いじめの未然防止、早期発見に努め、迅速な対応をする。

５　学校評価に基づく基本方針の改善

○　本校の基本方針や学校のいじめ防止等の取り組みは、学校評価を活用し、常に改善をする。

６　教職員の研修

○　いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であり、教職員は知識、対応力を身に付けていかなければならない。そのために、いじめに対する正しい理解や新しい研究結果を得るため、講演会を聞く、事例を討議・研究するなど研修を実施する。

※具体的な取組みと指導の流れ

